生衛いばらき　WEB版　第40号

令和5年6月号
発行所　（公財）茨城県生活衛生営業指導センター
電　話　029-225-6603
FAX　029-225-6638

1　インボイス制度のお知らせ　国税庁

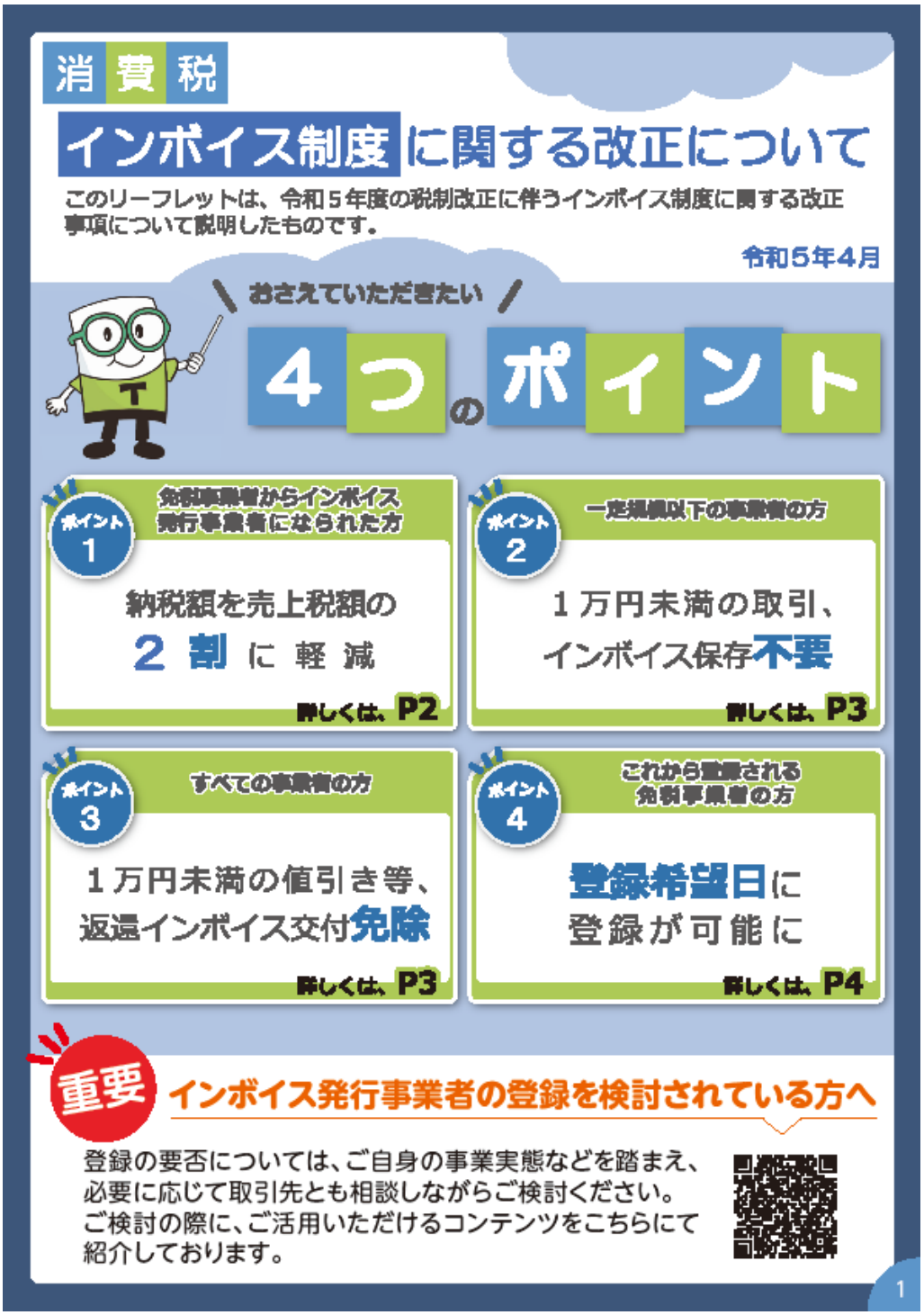

ポイント1　インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置（２割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の１００分の８０に相当する金額）とすることができることとなりました。
この特例を適用した場合、売上税額の２割を納付することとなります。

計算イメージ

適用が可能な期間のイメージ

個人事業者又は12月決算法人の場合

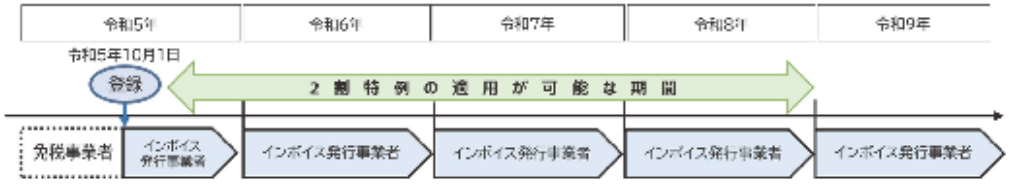

適用可能となる事業者

- **インボイス制度を機に、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった場合を含む。）からインボイス発行事業者となった事業者**
  - **つまり「基準期間(※)の課税売上高が１千万円以下のインボイス発行事業者」が対象です。**

ただし、例えば、以下の課税期間については２割特例の適用はできません

- **消費税課税事業者選択届出書を提出して令和５年９月30日以前から課税事業者となる事業者の令和５年10月１日を含む課税期間**
- **登録をしていない場合であっても、事業者免税点制度の適用を受けないこととなる課税期間**

※基準期間とは、個人事業者：前々年、法人：前々事業年度

留意点

- **一般課税、簡易課税のどちらを選択していても２割特例を適用可能**
  適用にあたっては事前の届出は不要であり、申告時に選択することができます。
- **２割特例適用後における消費税簡易課税制度選択届出書の提出時期の特例も設けられています。**

対象期間

令和５年10月１日から令和８年９月30日までの日の属する課税期間

ポイント2　少額取引（１万円未満）について一定の帳簿のみを保存することで仕入税額控除が可能

基準期間の課税売上高が１億円以下又は特定期間（※）における課税売上高が５千万円以下の事業者が、令和５年10月１日から令和11年９月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、その金額が**税込１万円未満であるもの**については、一定の事項を記載した**帳簿のみを保存することで**インボイスの保存がなくても**仕入税額控除が可能**となりました。

※特定期間とは、個人事業者：前年１月～６月までの期間、法人：原則として前事業年度の開始の日以後６月の期間

１万円未満の判定単位

「税込１万円未満」に該当するかどうかは、**一回の取引の課税仕入れに係る金額（税込）が１万円未満**かどうかで判定します。そのため一商品ごとの金額で判定するものではありません。

具体例

① 12月３日に5千円の商品を購入し、12月10日に7千円の商品を購入した場合
➡ それぞれが税込１万円未満の取引であるため、インボイスの保存が不要

② ５千円の商品と７千円の商品（合計１万２千円）を同時に購入した場合
➡ 税込１万円以上の取引となるため、インボイスの保存が必要

対象期間

令和５年10月１日から令和11年９月30日までに行う課税仕入れ

ポイント3　１万円未満の返品や値引きについて返還インボイスの交付が不要

すべての事業者の方が対象！

インボイス発行事業者が国内において行った課税資産の譲渡等につき、返品や値引き、割戻しなどの売上げに係る対価の返還等を行った場合には**返還インボイス**の交付義務がありますが、その**金額が税込１万円未満の場合**には、**交付義務が免除**されることとなりました。

具体例

売手が負担する振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合

➡ 値引き等が１万円未満である場合、**返還インボイスの交付が不要**

対象期間

適用期限はありません（インボイス制度開始時より適用されます。）

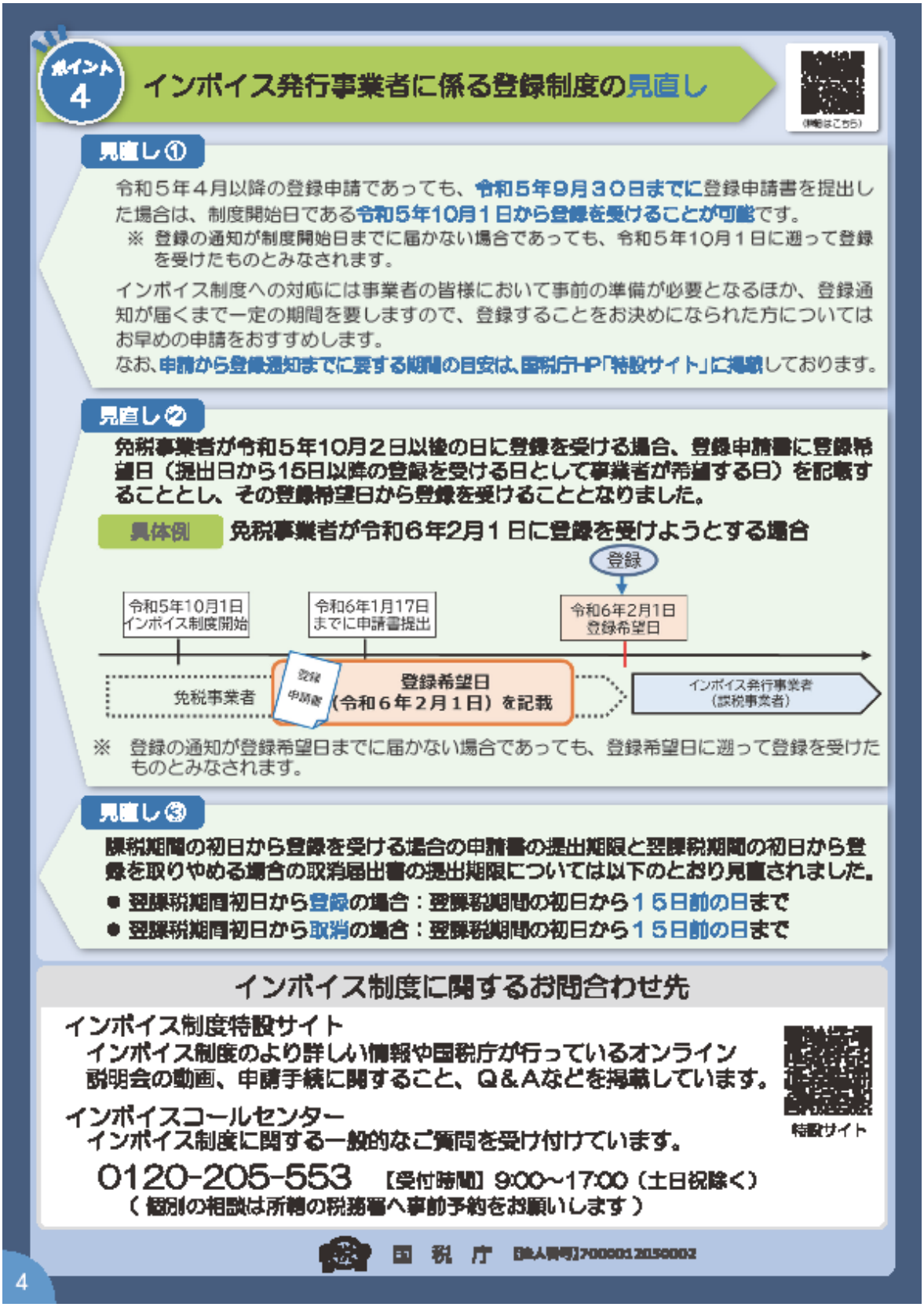

アクセス：ttps://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf

２　いばらきエネルギーシフト促進事業補助金について　茨城県

【四次募集分】

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金

茨城県では、コロナ禍において原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減及び県内産業におけるエネルギーの転換を図るとともに、本県の温室効果ガスの排出削減に資することを目的として、事業者が県内事業所に太陽光発電設備、蓄電池を導入する際の経費の一部を補助します。

補助対象事業

茨城県内の事業所に太陽光発電設備又は蓄電池を設置し、原則、発電した電力を自家消費すること。

補助対象設備・補助額

補助対象設備	補助額
自家消費型太陽光発電設備 【発電出力50kW未満】	以下の**いずれか低い方の額**とする。ただし、1億2,000万円を上限とする。 **①発電出力×12万円／kW** **②補助対象経費に１／２を乗じた額**
蓄電池 【発電出力50kW未満の自家消費型太陽光発電設備と一体的に使用するもの】	以下の**いずれか低い方の額**とする。ただし、自家消費型太陽光発電設備の上限額に相当する発電出力に９万円を乗じた額を上限とする。 **①蓄電容量×９万円／kWh** **②補助対象経費に１／２を乗じた額**

※自家消費型太陽光発電設備とは、茨城県内の事業所に設置する太陽光発電設備であって、発電した電力を当該事業所で使用する設備をいいます。
※蓄電池とは、自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を蓄電する設備をいいます。
※補助対象経費は、補助対象事業の実施に必要な設計費・設備費・工事費とします。
※補助対象設備の設置について、茨城県中小企業資金融資制度による融資を受ける場合、利用できる利子補給金制度があります。詳細は、県ホームページをご確認ください。

補助対象となる事業者

法人、個人事業主
※法人税法第２条第５号に規定する公共法人等を除きます。

【お問い合わせ先】
いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付支援事務局
電話：０２９－２３３－６７３４　（平日9:00～17:00）
※申請書類等は上記事務局で受け付けます。提出方法等の詳細は、県ホームページをご確認ください。

茨城県

申請受付期間　【四次募集分】

受付期間	予算額
令和５年 6月15日（木）9時から ※予算額がなくなるまで募集	１億円程度

※予算額は、令和４年度に実施した一次募集から三次募集の予算額の残額となります。
※申請は、予算額の範囲内で先着順に受付します。
※予算額を超える申請があった場合は、受付を締め切ります。詳細は、県ホームページをご確認ください。
※四次募集では、発電出力が５０kW未満の補助対象設備に係る申請に限り受け付けします。

申請方法

電子メールまたは郵送（必着）
※申請書類、添付書類及び提出先は、県ホームページをご確認願います。

補助事業実施期限

令和５年12月15日（金）（厳守）
※本補助金は、令和４年度予算を繰越の上で実施しており、原則、実施期限の延長はできません。交付申請にあたっては、補助対象設備の納期や工事期間等を事前によくご確認ください。

主な手続きの流れ

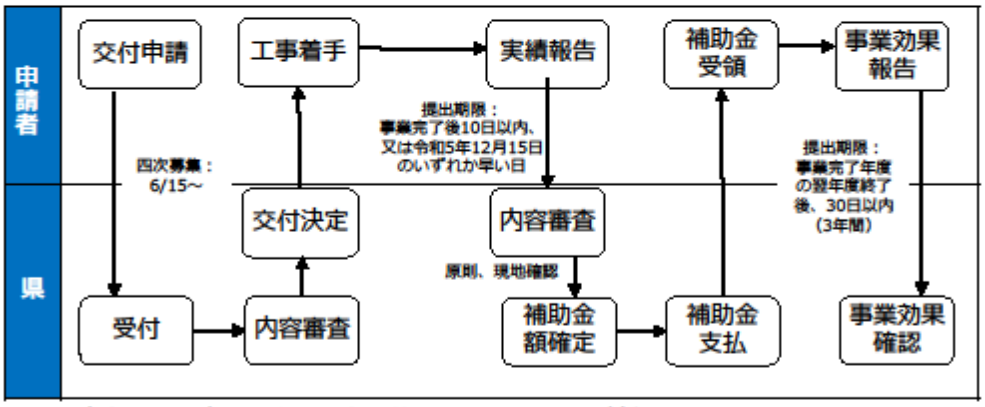

※交付決定前に契約・発注、工事に着手した場合は補助対象外となります。

注意事項

申請書類の記載内容に不備がある場合や添付書類が不足している場合は、申請を受付できない場合や先着順の順番が後になる場合がありますので、十分確認した上で申請してください。

申請前に必ず、県ホームページにて詳細をご確認ください。
URL：https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/kansei/chikyu/ibaraki-energy-shift.html

＊２０２３年度中小企業・小規模企業支援施策活用ガイドブック

https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sansei/kikaku/documents/2023siengidebook.pdf

を活用してください。

３　指導センターからのお知らせ

○令和５年度生活衛生関係経営特別相談員研修会

日時：令和５年７月１１日（火）午後１時３０分～４時３０分
場所：ホテルレイクビュー水戸　２階　飛天

（1）　経営特別相談員制度と役割について
講師　（公財）茨城県生活衛生営業指導センター
専務理事　渡邉　真司　氏

（2）　生活衛生貸付の活用と衛経審査の進め方
講師　（株）日本政策金融公庫 水戸支店 国民生活事業
融資第二課長　九里　実　氏

（3）　デジタル化と経営の近代化・合理化について
講師　茨城県よろず支援拠点
IT コーディネーター　佐藤　宏一郎　氏

（4）　最近の保健衛生の現状と課題
講師　茨城県保健医療部生活衛生課
係長　児玉　直人　氏

○令和５年度クリーニング師研修の日程

地区名	日　時	場　所	対　象　者	定　員
水　戸	８月２０日（日） 午後１時～５時	茨城県開発公社会議室 水戸市笠原町９７８－２５	中央・ひたちなか・日立・水戸市保健所管内該当者	６０人
土　浦	８月２４日（木） 午後１時～５時	霞ヶ浦環境科学センター 土浦市沖宿町１８５３	潮来・竜ヶ崎・土浦・つくば保健所管内該当者	６０人
筑　西	９月　７日（木） 午後１時～５時	県西生涯学習センター 筑西市野殿１３７１	筑西・古河保健所管内該当者	４０人